## 提出意見とそれに対する栃木県の考え方

「令和7(2025)年度栃木県食品衛生監視指導計画(案)」に対する意見募集を行った結果、1個人及び1団体から合計9件の御意見をいただきました。貴重な御意見ありがとうございました。 提出された御意見を十分検討の上、それに対する県の考え方を次のとおりまとめました。

No.	項目	意見の内容 (要約)	県の考え方
1101	第4 監視指導の実	1	第4 2 (1) に「エ 器具又は容器包
	施に関する事項		装の規格が遵守されていること」を追記
1		間が令和7年5月31日で終了す	し、監視対象施設における適正な情報確
1			認等について、指導及び周知を実施して
		記載すべきである。	参ります。
	** * FLIT IV \\	. , , ,	- , , ,
	第4 監視指導の実		
	施に関する事項		021)年6月施行)において、営業許可制
		1 -	度の見直しが行われたところであり、別
2			表1については、改正前と改正後の営業
	(1) 立入検査実施計		許可業種の名称等を、法令上での表現の
	画の策定		とおりそれぞれ記載しております。
		ひらがな表記か、どちらかに統	
	<b>労 4                                   </b>	一しては如何でしょうか。	第4 3 (6) の記述に「及び消費者へ
	席4 監視指導の美施に関する事項	デリバリー(宅配)等のサービ	の情報提供の実施」を追記し、第9 2
	温に関する事項 3 重点監視指導事	スについて、営業者などに対し	(1) に記載のとおり、食品等による危害
	項	て一般衛生管理の徹底や調理済	発生防止のための情報提供を県ホームペ
		701111 - 1 - 100-1 101 - 01	ージ、SNS、その他の広報媒体等を積
			極的に活用し、食品等の安全性に関する
	リーサービスの増加	理後から食べるまでの時間につ	情報等の提供に努めるとともに、各種イ
	を踏まえた衛生管理	いては、購入者にも理解いただ	ベントにおける普及活動や県政出前講座
	に関する事項		を通じた啓発活動を実施して参ります。
		の注意喚起指導等も含むべきと	
		考えます。消費期限の明記はも	
		ちろんですが、購入者に対して	
		注意喚起を行うことの記載を要	
		望します。	
3		令和6年12月に「食べ残し持	新たに第4 3 (7) として、以下を追
		ち帰り推進ガイドライン」が策	記するとともに、第9 2 (1) に記載の
		定されました。ガイドラインで	とおり、各種媒体等を通じた幅広い啓発
		は、消費者に求められる行動と	活動を実施して参ります。
		して持ち帰り後、食品の管理責	(追記する文言)
		任は消費者にあること、清潔な	(7) 飲食店での食べ残しの持ち帰りに関
		容器・器具を使って移し替えを	する事項
		行うこと、持ち帰り後、速やか	飲食店では、基本的に提供場所での食
		に食することなど事業者は消費	べきりを前提としつつ、厚生労働省が定
			めた「食べ残し持ち帰り促進ガイドライ
		伝えることが定められました。	ン」に基づき、飲食店営業者と消費者双
			方の協力と理解のもと、食べ残し食品の
			取扱いが適切に行われるよう、周知、啓
		残し持ち帰りについて一切触れ	
		られておりません。食べきれな	

かった飲食物の持ち帰りに当た っては、食中毒の可能性あるた め、消費者と事業者に対して、 食べ残し持ち帰り推進ガイドラ インの遵守を図ることを新たに 記載することを望みます。 第4 監視指導の実施 監視指導の対象となるのは, 食品衛生法に基づくHACCPに沿っ た衛生管理につきましては、同法に基づ 「HACCPに基づく衛生管理を実 に関する事項 4 食品供給行程(フ)施している事業者(区分E) L く営業許可及び届出の対象となる全ての ードチェーン) の各段 と「HACCPを取り入れた衛生管理|施設で導入する必要がありますので、別 階における監視指導を推進すべき事業者等(区分A |表2の「共通事項」に以下のとおり追記 ~D) / だと思いますので、そこ の実施 します。 には、「区分Eを除くA~Dの事業」(追記する文言) 者等に対する監視指導では 「(食品衛生法に基づく営業許可・届出 HACCPを取り入れた衛生管理を 施設におけるHACCPに沿った衛生管理の 進めるよう指導を強める」とい 徹底) | う趣旨の文言を加える方がよい のではないかと思います。 第4 監視指導の実施 別表2の「製造・加工(と殺 いただきました御意見を踏まえ、別表 に関する事項 及び解体並びに食鳥処理を除 2の「水産食品(魚介類及び水産加工品)」 4 食品供給行程(フ く)の区分では、①食肉・食鳥 及び「野菜、果実、穀類、豆類、種実類、 ードチェーン) の各段 肉及び食肉製品、②乳及び乳製 |茶、きのこ等の特用林産物等及びこれら |階における監視指導|品、③食鳥類卵のところには「製|の加工品」について、食品供給行程(フ の実施 造または加工に係る記録の作成 |ードチェーン)の区分「製造、加工(と 別表2 及び保存の推進」が重点指導事 | 殺及び解体並びに食鳥処理を除く) | 欄 項としていれてあるので適切だ に、それぞれ以下の文言を追記します。 と思いますが、この文言は、水 | (追記する文言) 産食品及び水産加工品のところ 「製造又は加工に係る記録の作成及び保 と野菜果実穀類、豆類、種実類、「存の推進」 茶、きのこ等とそれらの加工品 のところにも記載するべきだと 思います。 別表2において、採取時など 食品等事業者に対しては、HACCP 5 の段階や製造加工段階で「残留 に沿った衛生管理の一環として実施結果 農薬」、「残留動物医薬品等」 の記録及び保管の実施について指導して の検査実施あるいはその推進が |いるところであり、引き続き、必要に応 重点指導事項となっていて、消 じて関係部局と連携し、適切に対応して 費者にとっては安心につながる |参ります。 取り組みだと思います。それら また、流通段階での野菜、果実等農産 は関係事業者等が実施するとい 物については、県の収去検査において計 うことかと思いますが、実施結画的に残留農薬等のモニタリングを実施 果の記録と保管も指導対象にし しております。今後とも適切かつ効果的 ていただきたく思います。ただ、な収去検査の実施に努めて参ります。 野菜、果実、穀類、豆類、種実 類、茶、きのこ等の「貯蔵,運 搬、販売」時においても「残留 農薬等に実施」が記載されてい ますが、これは「いつ、誰が」 実施することを想定して誰を指

導するのでしょうかその点がわ かりかねます。 細菌性食中毒が多発する夏期 第4 監視指導の実 細菌性食中毒が多発する夏期及び食品 施に関する事項 及び食品流通業が増加する年末 |流通量が増加する年末におきましては、 5 監視指導の強化 において重点的な監視指導を実 | 危害の発生リスクが特に高まる食品の取 に関する事項 施することにより、食品の安全 扱いについて、厚生労働省及び消費者庁 (1) 食品等の一斉 |性及び食品表示の信頼性の確保|から示された重点的な監視指導事項等を 取締り を図る計画となっております 踏まえ、HACCPに沿った衛生管理や 一般衛生管理等について、丁寧できめ細 が、令和5 (2023) 年度栃木県 かな指導、助言を行うこととしておりま 食品衛生監視指導計画の実績 は、監視指導件数5915件に対し、 夏季一斉取締り (7月~8月) また、食品の収去検査につきましては、 の監視指導件数960件、年末一斉 食品関係営業施設の生産・製造・販売状 取締り(12月)の監視指導件数7|況や試験検査機関の状況を踏まえ、より 31件です。同収去検査の実績は、効果的な調整を図りながら、計画的に実 6 2230件に対し、夏季一斉取締り 施して参ります。 (7月~8月)の収去検査件数2 53件、年末一斉取締り(12月) の収去検査件数51件です。一斉 取締り期間の監視指導件数及び 収去検査件数を年度の実績数と 照らし合わせると、必ずしも重 点的に実施した実績数とはなっ ておりません。監視指導の強化 を掲げ夏季及び年末の一斉取締 り期間を設けてますので、その 期間の目標を達成出来るように していただきたい。 第4 監視指導の実 県民に対してHACCPの理 HACCPに沿った衛生管理につきま 施に関する事項 解を高める必要があると思いま しては、食品等事業者のみならず、消費 5 監視指導の強化 す。質の高い衛生管理に取り組 者への普及啓発は一般家庭における食品 んでいることを県民が理解する に関する事項 衛生への意識の向上の観点からも重要で ことで、事業者への取得推進があると考えております。県民の皆様に対 及び 第10 HACCPに 図られ、とちぎHACCPを通 |しましては、HACCPについて幅広い 沿った衛生管理を じて県全体の衛生管理のレベル 理解促進を図るため、第10 1 に記載の とおり、関係団体と連携し、リーフレッ 推進するための民 アップが図られると考えます。 県民に対しHACCPの理解促 ト等の啓発資材や各種広報媒体を活用し 間活力の活用に関 する事項 進のための広報をされておりま ながら、より積極的な広報活動の実施に すが、県民に対して更なる広報 努めて参ります。 活動の強化を望みます。